

資料 1

令和 7 年 10 月 7 日

中山間地域・離島振興特別委員会資料

地域振興部中山間地域・離島振興課

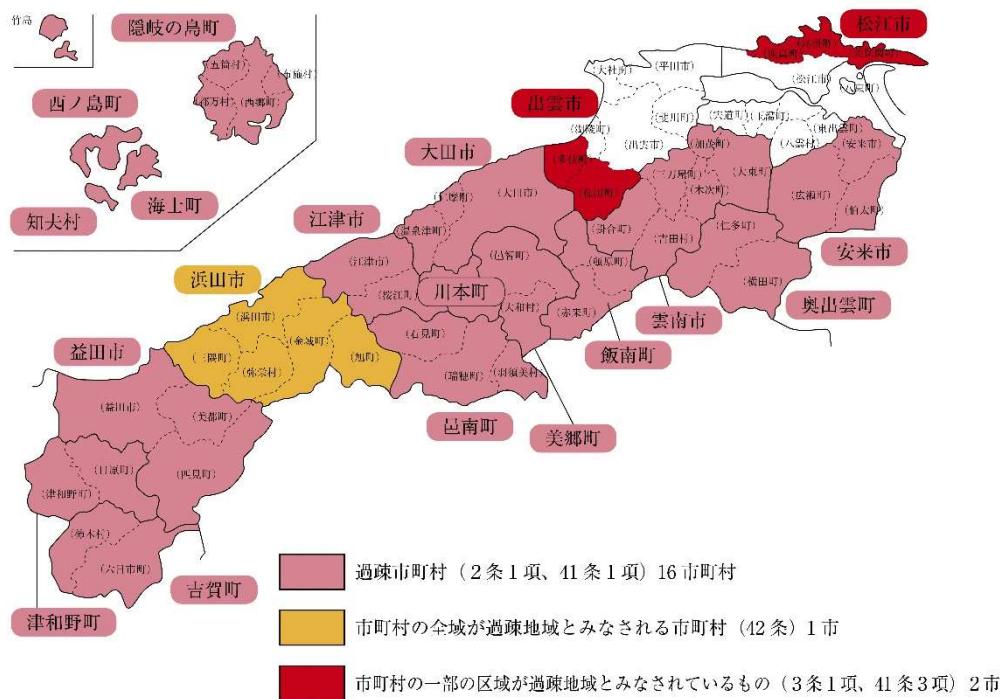
(案)

島根県過疎地域持続的発展方針

—令和 8 年度～令和 12 年度—

島根県

島根県の過疎市町村



目 次

1. 基本的事項 ······	1
(1) 過疎地域の現状と問題点	
(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方向	
(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	
2. 人材の育成、移住・定住、地域間交流の促進 ······	10
(1) 人材の育成、移住・定住、地域間交流の促進の方針	
(2) 人材の育成・確保	
(3) 移住・定住の促進	
(4) 関係人口の拡大	
(5) 地域間交流の促進	
3. 産業の振興 ······	15
(1) 産業振興の方針	
(2) 農林水産業の振興	
(3) 地域産業の振興	
(4) 企業立地の推進	
(5) 起業の促進	
(6) 商業の振興	
(7) 観光及びレクリエーション	
4. 地域における情報化 ······	22
(1) 地域における情報化の方針	
(2) 情報通信施設の整備	
(3) 地域の情報化の促進	
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 ······	23
(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針	
(2) 国道、県道及び市町村道の整備	
(3) 港湾の整備	
(4) 農道、林道及び漁港関連道の整備	
(5) 交通確保対策	
6. 生活環境の整備 ······	27
(1) 生活環境の整備の方針	
(2) 水道、汚水処理施設等の整備	

(3) 火葬場の整備	
(4) 防災・減災対策の推進	
(5) 消防・救急施設の整備	
(6) 環境の保全及び景観を活かした地域づくり	
7. 結婚・子育て環境等の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	31
(1) 結婚・子育て環境等の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進の方針	
(2) 結婚・子育て環境等の確保のための対策	
(3) 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策	
8. 医療の確保	36
(1) 医療の確保の方針	
(2) 医師の確保	
(3) 看護職員等の医療従事者の確保	
(4) 医療機関間の役割分担と医療連携体制の構築	
9. 教育の振興	39
(1) 教育の振興の方針	
(2) 学校教育の振興等	
(3) 社会教育の振興等	
10. 集落の維持、活性化	42
(1) 集落の維持、活性化の方針	
(2) 地域運営の仕組みづくり	
(3) 地域の経済的自立の促進	
11. 地域文化・スポーツの振興等	44
(1) 地域文化・スポーツの振興等の方針	
(2) 地域文化の振興等	
(3) スポーツの振興	
12. 再生可能エネルギーの導入促進	46
(1) 再生可能エネルギーの導入促進の方針	
(2) 再生可能エネルギーの導入促進	
参考資料	47

1. 基本的事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本県の19市町村はすべて過疎地域（市の一部の区域が過疎地域とみなされる場合も含む：以下同じ）として公示されており、面積で86.4%、人口では46.9%を過疎地域が占めている。

これら過疎地域は、離島である隱岐と県西部全域、県東部の中国山地沿いの農山漁村に分布しており、その大部分が林野等で占められている。

本県の過疎化は、基本的には昭和30年代以降の日本経済の高度経済成長に伴って、農山漁村を中心とする地方の人口が急激に都市、特に大都市に吸引されたことに起因するものである。そして、本県独自の要因としては、昭和38年豪雪、昭和39年豪雨、昭和47年豪雨、昭和58年豪雨といった度重なる災害の発生をあげることができる。

その後、大規模な人口流出は昭和50年代にいったん収束し、バブル崩壊後の不況によりさらに鈍化したものの、東京圏への人口の集中が続く一方、地方の経済環境は依然として厳しく、雇用機会を求めての人口流出が深刻な課題となっている。

加えて、少子高齢化に伴う自然減の拡大と、社会減の両方に起因した人口減少により、地域活力の低下を招いている。

こうした本県の過疎地域の現状と問題点について、人口の動向、集落の状況、産業の動向、日常生活を支える諸機能などの側面から分析すれば、次のとおりである。

A. 人口の動向

①総人口

過疎地域の人口は、昭和40年及び昭和45年の国勢調査では、それぞれ直前の5年間で、▲11.0%、▲10.0%の急激な減少率を示していたが、昭和55年及び昭和60年の国勢調査ではともに▲0.3%、▲0.2%と減少が鈍化した。平成2年以降の国勢調査では▲4.0%（H2）、▲3.4%（H7）、▲4.3%（H12）、▲5.0%（H17）、▲5.8%（H22）、▲6.5%（H27）、▲7.0%（R2）と再び人口減

少率が大きくなっている。地域別に見ると、隠岐圏域の減少傾向が高いが、出雲圏域、石見圏域とも減少率が大きくなっているほか、人口増加が続いていた非過疎地域においても平成 22 年国勢調査で人口減少に転じた。

また、人口減少率の区分ごとに県内市町村の状況を見ると、直前の 5 年間で 10% 以上人口が減少した市町村は、昭和 40 年は 14 団体、昭和 45 年は 12 団体であったが、その後次第に減少傾向が緩やかになり、昭和 55 年には人口増加に転じた市町が 8 団体出てきた。

しかし、平成 2 年には 17 市町村が人口減少団体となり、以降、総じて減少傾向が続いている。平成 22 年においては、全 19 団体が人口減少し、うち 2 団体は 10% 以上もの減少率となっている。

島根県の人口の動向としては、U ターン・I ターン者、地域づくり人材の流入、県外からの進学者の増加等の動向もあるが、社会減と自然減による人口減少が進行している。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和 12 年の県内の総人口は 61 万人、高齢者比率は 35.8% になると予測され、一層の人口減少、少子高齢化が進行すると見込まれる。

<人口増減率>

単位：%

区分	S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27
過疎地域	▲ 11.0	▲ 10.0	▲ 3.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 4.0	▲ 3.4	▲ 4.3	▲ 5.0	▲ 5.8	▲ 6.5	▲ 7.0
出雲圏域	▲ 8.8	▲ 8.5	▲ 3.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 3.0	▲ 3.5	▲ 4.3	▲ 4.6	▲ 5.9	▲ 7.5	▲ 8.0
石見圏域	▲ 12.0	▲ 10.5	▲ 3.4	▲ 0.3	0.0	▲ 4.5	▲ 3.2	▲ 4.5	▲ 5.2	▲ 5.4	▲ 6.1	▲ 6.4
隠岐圏域	▲ 13.1	▲ 13.7	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 2.2	▲ 4.7	▲ 5.2	▲ 3.2	▲ 6.1	▲ 8.5	▲ 5.0	▲ 7.2
非過疎地域	▲ 0.7	1.6	3.7	5.6	3.3	1.3	1.6	2.4	0.3	▲ 0.7	0.2	0.2
県全体	▲ 7.6	▲ 5.8	▲ 0.6	2.1	1.3	▲ 1.7	▲ 1.2	▲ 1.3	▲ 2.5	▲ 3.3	▲ 3.2	▲ 3.3

出典：国勢調査

②若年者比率

令和 2 年国勢調査で見ると、本県過疎地域の 15 歳以上 30 歳未満の人口が占める割合（若年者比率）は 10.1% で、全国平均（非過疎地域を含む。）13.9% を下回っている。

この数値は昭和 35 年（20.1%）以降一定して減少傾向にあり、平成 7 年から若干増加したものの、若年者の人口流出は依然として構造的なものとなっている。地域別では、隠岐圏域の低下が顕著である。

主な要因として、進学や就職による転出、地域において雇用の受け皿となる場が限定されていることに加えて、都会地との実質賃金の格差の拡大等が考えられる。

過疎地域の持続的発展を図るためにには、若者の定住が必要不可欠であり、魅力ある雇用の場を確保することが急務となっている。

<若年者比率>

単位：%

区分	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
過疎地域	20.1	19.2	18.1	17.9	15.8	14.3	13.5	13.6	14.0	12.8	11.3	10.4	10.1
出雲圏域	20.6	19.9	19.0	18.5	16.5	14.7	14.2	14.5	14.6	13.5	11.8	10.5	9.9
石見圏域	20.0	18.9	17.6	17.5	15.5	14.3	13.3	13.4	13.8	12.7	11.1	10.5	10.3
隠岐圏域	18.2	17.8	17.8	18.3	15.4	12.0	10.9	11.0	11.9	11.0	9.5	9.3	9.3
非過疎地域	24.7	25.1	24.6	22.8	19.9	18.4	18.7	19.0	18.9	16.8	14.7	13.9	13.7
県全体	21.6	21.3	20.6	19.9	17.5	16.0	15.8	16.1	16.3	14.7	13.0	12.2	12.0

出典：国勢調査

③高齢者比率

本県過疎地域においては、高齢化の進行が著しく、令和2年の高齢者比率は、39.8%であり、全国平均（非過疎地域を含む。）の28.6%、県平均の34.0%を大きく上回っている。

地域別に見ると昭和35年以降、一貫して隠岐圏域が高いが、平成17年以降は出雲圏域、石見圏域とも30%を超えていている。

また、高齢者比率が30%以上の市町村は、平成2年に1団体であったが、平成12年には11団体に増加し、平成27年には松江市及び出雲市を除く17団体となっている。また、高齢者比率が40%以上の市町村が平成17年には2団体であったのが、平成22年には5団体、平成27年には9団体、令和2年には12団体と増えており、高齢化は一層進行している。

高齢化の進展に伴う後期高齢者の増加により、要介護者、介護費用ともに増加する傾向にある。

また、認知症高齢者や一人暮らし・夫婦のみの高齢者世帯の増加により、様々な分野からの支援が必要な高齢者の増加に対応するため、地域の関係者が連携して生活支援のサービスが切れ目なく一体的に提供される支援体制の構築が求められている。

＜高齢者比率＞

単位：%

区分	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
過疎地域	8.7	10.3	12.4	14.0	15.5	17.4	20.9	25.0	28.9	31.4	33.3	37.0	39.8
	8.1	9.6	11.5	13.0	14.4	16.4	19.9	24.1	28.2	31.1	33.0	37.1	40.3
	8.8	10.6	12.7	14.3	15.9	17.7	21.3	25.3	29.1	31.5	33.3	36.7	39.2
	10.2	11.6	14.0	16.1	17.7	19.9	23.1	27.2	30.4	32.9	35.6	39.1	42.1
非過疎地域	7.9	8.7	9.5	10.2	11.2	12.5	14.7	17.6	20.2	22.4	24.4	27.4	28.8
県全体	8.4	9.7	11.2	12.5	13.7	15.3	18.2	21.7	24.8	27.1	28.9	32.1	34.0

出典：国勢調査

B. 集落の状況

過疎地域には、都市で失われつつある豊かで温もりのある人間関係が残されており、過疎地域の集落は、葬祭や草刈りなどの共同作業を通じて、社会共同生活の基礎的な単位として地域を支えてきた。

しかしながら、過疎化・高齢化により地域の担い手が不足し、既存の集落単位の取組だけでは地域を維持することが難しくなってきている。

特に、集落の世帯数が10世帯未満で70%以上が65歳以上といった極端に小規模・高齢化した集落では、集落の活動が停止する恐れや、その存続さえ危ぶまれている状況である。

また、集落の年齢構成に着目すると、集落活動や農業の主な担い手が、世代交代の時期を迎えており、円滑な世代交代が行われないと、地域活動の担い手が急激に減少し集落機能の低下や耕作放棄地の増加、森林の荒廃が一層進行することが懸念される。

C. 産業の動向

島根県の産業構造は、全国平均と比較して農林水産業、建設業、公務の占める割合が高く、製造業、卸売・小売業の割合は低いことから、公的部門への依存度が高い。

農林水産業は過疎地域の基盤となる産業であるが、農業については、気象や土壌等の条件が適していることもあって長年米づくりを主体としてきたが、農業全体の活力が低下する中で、新たな担い手も十分に確保できないという状況が続いている。

林業については、これまで原木生産コストの低減や就業者確保等に取り組んだ結果、原木生産量は近年増加傾向となっている一方で、近年、資材費の高騰

や人手不足、伐採現場の奥地化といった新たな課題が顕在化しつつある。

水産業については、沿岸で採介藻、釣り等を主に個人で行う自営漁業は、企業的漁業ほど大きくないが、漁村を支える重要な産業で、県内の漁業就業者の約5割が従事している。沿岸の自営漁業は、経営が安定するまでの技術習得に時間がかかることなどから、就業希望者の希望や経験を踏まえた研修の実施など、就業者の安定確保に向けた仕組みづくりや環境整備が必要である。

製造業は、小規模・零細な下請型企業が多く、労働生産性が低いなど総じて競争力が弱い状況にある。また、人口流出による労働力不足が課題である。

物流業界においては、労働時間の上限規制や年次有給休暇の義務化等多くのことが企業に求められる中で、トラックドライバーへの時間外労働の上限規制等により労働力が不足する「2024年問題」への対応が必要となっている。

近年は、エネルギー・原材料価格の高騰や人手不足、世界的な脱炭素化への流れなどから企業の経営環境は不安定さを増しており、変化への対応力の強化や高付加価値化、生産性の向上、若者にとって魅力ある雇用の場を確保するための新産業の創出などが課題である。

観光については、文化・歴史・自然・食等の豊富な観光資源を有しており、本県の主要な産業のひとつとして成長が期待される分野だが、旅行の形態・目的が多様化している観光客のニーズに十分対応し切れているとは言えない。

また、県内には海外からの直接的なゲートウェイがないことなどから、訪日外国人観光客数は全国に比べると低い水準にある。

また、地域の特性を活かした特産品づくりなどの地域産業おこしが、最近の自立志向を背景として熱心に取り組まれ、各地で新たな動きが見受けられるが、販売ターゲットを明確にした上で、その層が求める商品の開発、改良を進め、売れるものづくりを推進していく必要がある。

D. 日常生活を支える諸機能

過疎地域は、人口が少なく、山間部や海岸部に集落が点在しているため、人の移動や物流、各種サービスの提供にコストがかかる不利な条件下にある。

このため、医療機関、福祉施設、商業店舗、行政機関、金融機関等の日常生活を支える機関や施設を効率的に運営することは、都市と比較して困難な状況にあり、結果的にこれらの統廃合や閉鎖が進んでいる。

地域の医療については、医師の偏在や、高齢化・後継者不足により過疎地域の医療を支える診療所の廃業が進み、地域の拠点病院の役割が大きくなっています。それを支える医師・看護師等の医療従事者の確保をより一層図っていく必要があります。

医療の提供体制については、入院医療から在宅医療・介護への移行が求められる中で、地域の身近な医師・看護師の役割が重要となり、在宅医療を中心とした地域包括ケアシステムの構築が必要である。また、隣接する地域の高度な医療へのアクセスの改善と連携が必要である。

バス、鉄道、離島航路等の地域生活交通については、人口減少が進み、利用者減少による交通事業者の経営体力低下等の要因により、路線の縮小や減便等が続いている。特に、高齢者や生徒等のいわゆる交通弱者の通院、通学、買い物等に支障が生じている。

商業については、過疎化・高齢化による店舗の廃業が進んでおり、日常生活必需品が必要なときに購入できる身近な商業機能の確保が必要である。

光ファイバーによる超高速情報通信環境の整備は進んだものの、5Gや携帯電話のエリア整備は、採算が取れない地域においては民間通信事業者による整備が進みにくいため、地域間の格差の解消や防災という観点からも課題となっている。

このほか、人口減少によって地域住民のつながりの中で維持されてきた防犯機能が低下していることや、子どもの数の減少で、定員割れにより運営が困難な保育所等があったり、病児保育事業や子育て短期支援事業等の地域子育て支援事業が行われていない地域があるなど日常生活における様々な課題がある。

E. 公共施設の整備

これまでの50年以上にわたる過疎対策により、道路をはじめとする各種公共施設については、着実に整備が進み住民の福祉の向上に大きく寄与しているところである。

道路の改良率は向上しつつあるが、依然として全国平均とは開きがある。

また、日常生活圏の広域化に伴い、地域生活を維持するために医療、福祉、教育、商業等の分野で周辺都市との広域的な連携が重要である。そのため、県内外の都市間をつなぐ道路や、各地域と生活圏中心都市をつなぐ主要な道路な

ど、ネットワークを形成する道路整備が一層求められている。

上水道の普及率はほぼ100%に達しているが、管路や水道施設の老朽化が進行している。人口減少により料金収入の減少が見込まれる中、長期的な視野に立った計画的な更新改良を進め、将来にわたり良質な水を安定的に供給していくことが必要である。

下水道等の汚水処理施設は、基礎的な生活条件として、快適な居住環境に不可欠だが、特に県西部での汚水処理人口普及率は低く、計画的かつ効率的な整備が必要である。

情報通信施設については、光ファイバーなどによる超高速情報通信環境の整備に努めた結果、県内のほぼ全域において利用可能となっているが、5Gについてはまだ利用できない地域があるため整備が求められている。

また、日常生活に不可欠な携帯電話については、全く通話ができない不感地域の解消が進んでいるが、小規模集落で地理的に不利な条件を抱える地域においては不感地域が残っている。

（2）過疎地域持続的発展の基本的な方向

過疎地域は、農地、林地等の資源を多く有し、安心・安全な食料の供給、水やエネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、自然災害の発生の防止、水源の涵養、生物の多様性の確保、自然環境や美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。

また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらしている。

このように、都市と過疎地域は、共に支えあう「共生・互恵」の関係にあるが、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、過疎地域では小規模・高齢化した集落が増加し、地域運営の担い手の不足や通学、通院、買い物等の日常生活における困難な状況もみられ、住民生活の維持さえ極めて厳しい状況となっている。

島根県では、「島根県中山間地域活性化計画」を策定し、過疎地域を含めた条件不利地域を「中山間地域」と定め、これらの地域の活性化のために各種施策を展開してきた。その結果、各地域において住民同士の話し合いから始ま

り、日常生活に必要な機能・サービスの確保に向けた取組、都市住民との交流、農産物の加工販売などの多様な活動が生まれ、Uターン・Iターン者の定着が進むなどの成果を上げてきたが、人口減少・少子高齢化は日本が直面する構造的課題であり、当面の期間は人口減少・少子高齢化は避けられない状況であることから、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力の向上に努める必要がある。

このような状況の中、島根県では、令和2年3月に、県が目指すべき将来の姿を明らかにし、今後の施策運営の総合的・基本的な指針となる「島根創生計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、この計画に基づいて、人口減少対策、地方創生などの島根創生の取組を進めてきた。

それぞれの取組については着実に成果をあげ、前進しているものの、人口減少につながる要因である自然減と社会減は依然として厳しい状況にある。

こうしたことから、令和7年3月に「第2期島根創生計画」（令和7年度～令和11年度）を策定し、引き続き、目指す将来像を「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」とし、若者が増え、次代を担う子どもたちが増えことで活気にあふれ、県民一人ひとりが愛着と誇りをもって幸せに暮らし続けられる島根の実現を目指すこととしている。

まず、産業の活性化により所得が向上し、魅力的な仕事が増えることで、島根に残る若者、戻る若者、移ってくる若者を増やす。そして、若者が、結婚、子育ての希望を持ちやすく、希望をかなえることができるよう、働きやすく、子育てしやすい環境をつくる。

そのために、県民生活や県内企業の活動に欠かせない社会インフラの整備を進め、医療や教育などを充実することで、子どもから高齢者まで安心して暮らせる環境を整える。

中山間地域・離島においては、農林水産業の収益力の向上や、企業誘致、「小さな拠点づくり」による生活機能の確保を進め、都市部とも補完し合いながら、誰もが住みなれた地域で住み続けることができる地域をつくる。

こうして、誰もが自分らしい人生を送ることができ、島根に生まれてよかつた、島根に住んでよかったですと思いながら、県民一人ひとりが幸せに暮らし続けられる島根を守り育て、未来へつなげていく。

こうした姿を実現するため、「第2期島根創生計画」において、引き続き、

「人口減少に打ち勝つための総合戦略」「生活を支えるサービスの充実」「安全安心な県土づくり」の3つの柱で政策・施策を設けて、取組を進めていく。

本県における今後の過疎地域の持続的な発展のためには、「第2期島根創生計画」及びこれに基づき中山間地域の課題解決に向けた関連施策を具体的に推進するため策定した、「第6期島根県中山間地域活性化計画（令和7年度～令和11年度）」の下で、引き続き真に必要な社会基盤を整備するとともに、安全・安心な地域生活確保や防災・治安対策、地域資源を活かした産業振興・雇用対策、農地・森林の管理・利用対策、都市との交流対策を柱とし、将来にわたり過疎地域を持続可能なものとするためにSDGsの理念と目標を共有しながら、多様な主体との連携・協働、ソフト対策などを重視した総合的な対策を進めていく必要がある。

なお、過疎地域が抱える諸課題を個々の市町村の対応だけで解決することは容易ではなく、特に医療・教育・交通・商業機能といった分野は、広域的な機能連携により機能を確保することが必要である。

このような基本認識の下、次項から掲げる各種施策を県と過疎地城市町村が一体となって総合的かつ計画的に展開することにより、過疎地域の持続的発展を図るものとする。

（3）広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

交通通信ネットワーク等の整備により、住民の日常生活圏は市町村の区域を越えて拡大、多様化し、ますます広域化する中、市町村のエリアを越えた広域的な地域を単位として活性化に取り組むことは、事業規模の拡大や効率的な投資などの面で期待できることから、過疎対策の実施に当たっては、広域的な視点に立ち、各市町村の特性を踏まえながら、適正な役割分担と相互の有機的関連性を保って実施していくことが重要である。

以上のことから本方針に基づき策定される「過疎地域持続的発展県計画」及び「過疎地域持続的発展市町村計画」の内容は、「第2期島根創生計画」や「第6期島根県中山間地域活性化計画」等の広域的な経済社会生活圏の整備の計画等の内容と相互に整合性を保つよう十分調整を図るものとする。

2. 人材の育成、移住・定住、地域間交流の促進

(1) 人材の育成、移住・定住、地域間交流の促進の方針

①人材の育成

学校と地域が協働し、島根の子どもたち一人ひとりに、地域に愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育む。

また、地域で活躍する人を育成するため、県民が、スポーツ・文化芸術活動・健康づくり活動や、NPO、ボランティアなどの社会貢献活動に参加しやすい環境づくりを通して、地域で活躍する人づくりを推進する。

併せて、地域を担う人づくりのため、人づくりの拠点となる公民館や県内の高等教育機関等と連携し、県内に残り、地域づくりに主体的に参画する人づくりを推進する。

こうした取組を通じ、持続可能な地域社会の実現を図るため、将来の島根を支える人づくりを進めていく。

②移住・定住、地域間交流の促進

Uターン・Iターン希望者への仕事や生活に関する的確な情報提供や相談対応、島根暮らし体験の機会提供、市町村などと連携した定着支援により、過疎地域への移住・定住を促進する。

また、都市部にいながら何らかの形で島根と関わりたいと希望する人々を掘り起こし、県内での活動の場とのマッチングを進めることにより、過疎地域活性化への貢献や将来の移住につなげる。

(2) 人材の育成・確保

①学校と地域の協働による人づくり

幼児教育施設（幼稚園・保育所等）から、県内大学等まで、教育の目標やビジョンを共有し、家庭、住民だけでなく、地元企業等とも連携・協働しながら、人と人とのつながりやあたたかさがある島根らしい魅力ある教育を行うことで、将来の島根を支える人づくりを進めていく必要がある。

子どもたち一人ひとりが家族や地域の人に愛され、多くの人々とふれあいながら育つことにより、人を思いやり、人ととのつながりやあたたかさを大切にすることができるよう、家庭や地域と一体となって子どもたちを育む。

また、身近な「ひと・もの・こと」を本物の教材として学ぶふるさと教育や、地域、県内大学、地元企業等と連携した探究的な学びにより、学ぶ楽しさを知り、学びへの興味・関心が高まる教育を推進する。

学校運営協議会等、学校と地域が一体となって子どもたちを育む協働体制による取組等により、子どもたちの将来の選択肢を拡げ、夢や希望の実現を支援する。

高校生が県内大学の専門的な教育や研究などに触れることにより大学での学びを知り、身近で特別な存在として意識することで大学進学を希望する生徒の進路選択の幅が拡がり、結果として県内進学者が増えるよう、大学との連携を進める。

②地域で活躍する人づくり

ライフステージに応じたスポーツの推進により、県民一人ひとりが多様な形で気軽に地域社会に参加する機会の拡大を図ることで、スポーツを通じた人づくりを行う。

県の文化芸術施設を活用するとともに、地域や学校、関係団体等との連携により、文化芸術の鑑賞、参加、創造の機会を充実させることで、島根の文化芸術活動を担っていく若い世代の育成や、多くの県民が文化芸術活動に参加するきっかけを作るといった文化芸術を通じた人づくりを行う。

公民館单位など身近な地域で、健康課題解決に向けた取組や住民同士の支え合いを重視した活動を進めることで主体的に健康づくり活動に取り組む人を増やす。

多くの県民の社会貢献活動への参加を促進し、多様な主体同士の協働により地域課題解決に取り組む団体の育成や活動を支援する。

多様な価値観、興味、関心を持つ人々が、そのライフスタイルに応じた様々な地域づくり活動へ参加しやすくするための仕組みづくりを行う。また、外国人住民が地域における生活者として、日本人住民と共に暮らしていくために、相互理解を促進し、多文化が共生する地域づくりを進める。

③地域を担う人づくり

公民館等を中心に、幅広い世代の地域住民が主体的に様々な地域課題の解決に向かえるよう、実行力を養う学習活動や実践活動を支援し、持続可能な地域づくりを実現するための基盤となる地域を担う人づくりを推進する。

また、地域づくりを担う人づくりの取組を推進していくため、高等教育機関と連携して社会教育士を養成するとともに、研修の充実やネットワーク化を通して社会教育関係者の知識や技術の向上、結束力の強化など、育成に向けた取組を進め、地域に密着した教育・研究を地元と一体となって進めることで、主体的に地域課題の解決に向けて取り組む実践力を備えた人材を育成する。

また、県内高等教育機関、県内専修学校（専門学校）、県内高校、県内企業等との連携を強化し、入試制度の見直しや地域に密着した教育・研究を促進することなどにより、県内高校からの進学者の増加や県内高等教育機関や県内専修学校の卒業生の県内定着を図る。

④多様な就業の支援

高校生や県内外に進学した学生に、島根で働き、暮らすことの魅力を伝えるとともに、県内企業等との接点を持てる多様な機会を提供する。

また、保護者に向けて県内企業等の理解を促進するための情報発信を行う。

一方、県内企業に対しては、高校生や大学生等の県内就職を促進するための自社の魅力発信やインターンシップ等の積極的な活用を支援する。

様々な事情で希望どおりの働き方ができていない女性、高齢者、障がい者などに向けては、それぞれの個性や多様性が尊重され、経験や能力を活かし、県内企業等で活躍できるようきめ細かな支援を行う。

さらに、企業の経営課題解決や新たな事業展開に必要となる専門人材の活用を支援するほか、外国人を雇用する事業者等に対して必要な情報提供を行うとともに、外国人が働き続けられる環境づくりを支援する。

（3）移住・定住の促進

過疎地域で人口減少、少子高齢化の進行により地域の担い手が不足し、集落の活力が失われつつある中、人々の社会移動は、コロナ禍を経て東京一極集中

が再び加速している。

こうした中、Uターン・Iターン希望者に対する仕事や住まい、生活等に関する情報提供、移住相談や無料職業紹介、島根暮らしの体験機会の提供など、各段階に応じたサポートを通じて、県内への移住・定住につながる流れが出てきており、この流れが一層大きく強いものとなるよう、引き続き定住施策を推進する。

農山漁村での生活体験、職業や住居等のあっせんなどの定住施策により、若い世代や女性の定着を促し、特定地域づくり人材や地域おこし協力隊、集落支援員等も活用しながら地域の担い手の確保を図る。

また、移住・定住者の多様なニーズに応じた住宅供給を図るため、市町村と連携して、良質で多様な住宅の供給や空き家情報の提供等を促進する。

(4) 関係人口の拡大

島根県は、人口減少・少子高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に、都市部にいながらその地域と関わり、課題解決に貢献する「関係人口」が集まり始めており、こうした人々が地域づくりの担い手となることが期待されている。また、「しまね留学」や「山村留学」など、他の地域から児童・生徒を受け入れる取組に力を入れている市町村の事例もある。

今後は、この関係人口を拡大し、新たな地域づくりの担い手として参画していただくための仕組みづくりや、将来的に関係人口から移住につなげていく視点での取組の充実を図る。

(5) 地域間交流の促進

過疎地域には、豊かな自然や伝統文化に加え、温かい地域社会と人間関係が残されているが、都市部はこうした地域社会が少なくなってきた。

一方、都市部では、若者を中心に農山漁村の暮らしに魅力を感じている人が増えてきている。

人口減少・高齢化が進行する中で、人々の価値観に応じて選択可能な暮らし

が実現できる社会を構築していく上では、都市と過疎地域が共に支え合う「共生・互恵」の関係にあることを認識し、資源、魅力を共有し、相互の機能分担と連携を深め、地域間で人、物、情報の活発な交流が行われることが求められている。

都市住民が農林水産業や農山漁村での生活を体験し、地域住民との交流を楽しむ「しまね田舎ツーリズム」などを通じて、都市と農村の双方向の交流を促進し、お互いの個性を伸ばしながら、都市部では得られない生活の豊かさと多様性を実感できる地域の形成を図るために、ハード・ソフトにわたる各種の交流基盤の整備を積極的に推進する。

また、地域住民が主体となった地域資源の発掘や滞在メニューの作成等を通じて地域の魅力を最大限に伝え、同時に心の通い合う出会い・交流を通じた新たな産業として発展することを目指す。

3. 産業の振興

(1) 産業振興の方針

過疎地域の活性化を図っていく上で産業の振興を推し進めることは、所得水準の向上、魅力ある雇用の場の確保による若者定住促進等の観点から最も重要な課題である。また、人材不足や後継者不足のため、これらの確保・育成や、物価高騰への対応は、産業振興の観点から急務である。

農業については、水田園芸をはじめとする農業の生産性・収益性の向上や、地域の特性を活かした特色ある生産を推進し、意欲ある担い手が農業に取り組みやすい環境を整える。

林業については、ＩＣＴ等の新たな技術の導入による原木生産の生産性向上や森林整備の省力化を進め、森林経営の収益力向上と、林業就業者の確保・育成を図ることにより、利用期を迎えたスギ・ヒノキ等の主伐を促進し、循環型林業の定着・拡大を推進する。

水産業については、安定的な資源管理の推進や新たなビジネスモデルの確立等により、企業的経営体の収益性向上による経営強化と、沿岸漁業の就業者確保・活力再生を図る。

また、農山漁村の有する多面的機能に十分配慮し、集落営農体制の早期確立や鳥獣被害対策の推進など、農林水産業を核とした地域の生活が将来にわたって維持できるような取組を推進する。

産業の高度化と創造的な地域産業の育成を図るために、産業構造の転換促進を図り、中小企業の情報化支援や産・官・学・金連携の一層の促進など、総合的な支援体制を構築し、地域産業の複合化・融合化を進める。特に過疎地域では、地域資源活用や農商工連携の視点が重要である。

製造業の振興については、高付加価値化を目指し、デジタル化などを通じた変化への対応力の強化、人材の確保・育成策や、金融対策等の充実などにより企業の競争力の強化を図る。技術革新が見込まれる先端分野や地域の強みを活かせる分野で県内企業と密接に連携して研究開発に取り組む。また、食品・飲料製造業、伝統工芸については、経営基盤の強化、付加価値の高い商品づくり、情報発信の強化、物流問題を踏まえた外貨の獲得に向けた国内外への販路の拡大などを推進する。

IT産業は、過疎地域にあっても発展が望める産業であり、IT人材の育成・確保や、収益性の高い業態への転換を支援することにより、ビジネスの拡大を目指していく。

また、地域の特性、優位性、地域資源を活かし、若者に魅力ある雇用の場を確保するために企業立地の促進に努める。

商業については、多様な消費者ニーズへの対応や、地域住民にとって重要なインフラである食料品・日用品等の買い物の場の確保に向け、市町村や商工団体と連携し、開業や事業承継、移動販売の取組に対する支援などを実施し、地域の商業機能の持続化を図る。

加えて、既存の交流拠点や遊休施設等を活かした新たな流通・販売チャンネルを構築する。

過疎地域におけるほとんどの企業は、中小企業・小規模企業ではあるが、地域の経済と雇用の中心的な担い手であり、商工団体等と連携し、経営改善や自立化・事業の安定化に向け、きめ細かな支援を行うとともに、創業、経営革新、情報化支援や経営安定化の支援に加え、地域資源活用、農商工連携などの新たな事業者ニーズや中小企業等が行う地域活性化の取組を支援していく。

また、観光による消費は他産業に大きな経済波及効果を及ぼしており、特色ある地域特産物は地域の観光イメージの形成に大きな効果があることから、農林水産業・製造業など関連産業と連携をとりながら、全体をマネジメントする経営手法の展開や消費者ニーズを十分踏まえた地域特産物の複合的活用による観光・物産振興を図る。

さらに、観光・物産振興にあたっては、観光施設や受け入れ体制の整備、情報を的確に提供できる体制の構築を進め、地域や民間事業者が主体となって行う地域資源の磨き上げや観光商品の造成、観光客のおもてなしの取組を支援していく。

(2) 農林水産業の振興

① 農業

今後の地域農業の柱となる水田園芸を県全体に定着させるとともに、需要に応じた米生産を基本に、収量・品質向上や生産コストの低減による「生産性の

高い米づくりの確立」、繁殖主業農家の育成や県産粗飼料の利用促進等による「肉用牛生産の拡大」を進める。

島根ならではの特色ある生産である有機農業やGAPを推進するとともに、マーケットインの発想で生産の拡大と安定的な担い手の確保に取り組もうとする産地づくりを支援する。

地域を支える担い手を確保するため、新規就農者の確保や中核的な担い手の育成に向けたサポートを充実させる。また、集落営農の組織化、法人化や他の組織との広域的な連携、水田園芸の取組による経営の多角化やスマート農業技術の導入による農作業の省力化等を図ることによって、収益力の高い経営への転換を促進する。

また、地域の営農維持に向けて、日本型直接支払制度の拡大や市町村の地域計画をベースにした、担い手への農地集積・集約化、営農の組織化や近隣の担い手との連携、定年等帰農者など多様な担い手の確保を図る。

県や市町村が行う産地づくりや、営農維持・発展の取組に併せ、地域ぐるみの鳥獣被害対策を重点的に進めることで、農作物被害の低減を図り、狩猟免許所有者を安定的に増加させるとともに幅広い担い手による捕獲体制づくりを進め、ジビエを含めた捕獲個体の有効活用を図る。

② 林業

原木生産の生産性向上については、林内路網や高性能林業機械等の基盤整備に加え、遠隔操作式伐倒機や航空レーザ計測データを利用した主伐適地の抽出など、ICT等の新たな技術の導入により、原木生産（人工林）における労働生産性の向上を図る。

森林整備の省力化については、下刈回数を軽減できる成長の早い苗木の生産・出荷体制の強化や、苗木運搬の省力化が図られるドローンによる苗木運搬等の新たな技術の導入を推進する。

製材用原木の需要拡大については、原木増産に見合った製材用原木の円滑な流通・安定供給を図るため、製材工場の新設・中核的な工場の育成、製材工場間での連携強化を進めるとともに、県内の木造建築需要に対して県産木材を安定的に供給できるよう、建築士・工務店と製材工場のグループ化や、民間非住宅建築物の木造化に向けた関係者間の連携を推進する。また、需要の大きな県

外等への県産木材製品の販路拡大を図る。

林業就業者の確保については、高校生の林業学習や事業体での就業体験等の取組を支援するとともに、農林大学校林業科での技術力の高い人材の育成を推進する。

また、林業事業体が労働条件や就労環境の改善を図ろうとする取組を支援する「島根林業魅力向上プログラム」を推進するとともに、林業就業者の昇給・昇任などの指標となる「しまね林業士制度」等の活用や、キャリアに応じた人材育成を進め、就業者の労働意欲喚起と事業体の経営体质強化により、新規就業者の定着強化を図る。

③ 水産業

企業的漁業経営体の経営強化を図るため、TAC制度（漁獲量の制限により水産資源を管理する制度）を基本とする適切な資源管理と収益性の高い操業の両立による経営の安定化を支援する。

また、生産性を向上させ、収益性の改善を可能とする高性能漁船の導入を支援するとともに、漁獲物の付加価値向上を図るため、鮮度や特性（脂質、色合い等）の数値化など、科学的知見に基づいた商品づくりを推進する。

沿岸漁業・漁村の活性化に向けては、将来、沿岸漁業・漁村をけん引する新規就業者に対し、更なる技術のレベルアップのための研修や、効率的な漁獲が可能な漁法など複数の漁法による操業計画の実践・定着、省力化の取組を支援し、沿岸の自営漁業者が安定した経営を実現できる環境を整える。

特色ある内水面漁業の展開として、高津川や江の川などの河川域で育まれる豊かで多様な水産資源の維持・回復を図りつつ、アユなど地域の食文化と結びつきの強い水産資源の販売力を強化する。

（3）地域産業の振興

過疎地域において若者の定住を促進するためには、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている地域産業の振興を図り、雇用機会の確保、所得水準の向上等を図っていくことが重要である。

また、地域の強みや資源を活かした新しい産業の創出や、既存企業の新分野

進出を促すとともに、生産性向上による競争力強化などにより、地域の産業発展をリードする中核企業の育成を図る必要がある。

併せて、ニューノーマルへの移行や世界的な脱炭素化などの経営環境の変化に対応するため、5GやAIなどの先端技術の活用や、DXなどを取り入れた大きな変革を促すことも求められている。

また、過疎地域においては、地域資源の活用や、農商工連携等に向けた取組を進めるとともに、先端技術や外部環境の変化に対して的確に対応できるよう、県産業技術センター等の研究機関、高等教育機関、しまね産業振興財団、ふるさと島根定住財団、商工団体、金融機関、市町村等が連携・協力した支援体制を構築し、経営相談・技術面・販売面・人材育成等へ積極的に支援していく。

(4) 企業立地の推進

県内企業の再投資や県外企業の誘致による企業立地の推進は、若者の定住と地域経済の活性化に大きな効果をもたらすものであり、あらゆる機会を捉えて積極的な取組を行う必要がある。

企業立地にあたっては、過疎地域など条件不利地域においても、比較的制約の少ないIT関連などの事務系業種や、豊富な水量を活用する用水型産業など、地域の特性、優位性、地域資源を活かし、特に若者にとって魅力がある雇用の場を創出していく。

また、人材の育成・確保支援や産業インフラの整備について市町村及び関係機関と連携し取り組む。

(5) 起業の促進

過疎地域において若者の定住を促進するためには、既存企業による地域産業の振興に併せて、新たな起業による担い手づくりや雇用の創出を図ることが必要である。

過疎地域は、近年の高度情報化の進展や交通網の着実な整備により、起業のための条件が整いつつある。

本県の恵まれた自然環境や地域の資源を活用した産業、高齢化社会に対応した福祉関連産業、情報関連産業など特色ある地域ビジネスの育成・起業を促進するため、人材育成や各種助成金、金融制度、相談・指導、情報提供等による支援に努める。

また、地域の実情に即した多様な分野におけるコミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、スマート・ビジネスなど様々な形態による新たな事業展開を推進するため、関係団体と連携して新規事業の立ち上がりを支援する。

(6) 商業の振興

過疎地域における商業は、人口の減少や高齢化の進展による購買力の低下、また、経営者自身の高齢化や後継者不足などにより店舗数が大きく減少し、地域によっては日常生活に必要な商品供給が困難な事例も見受けられるようになるなど、非常に厳しい状況におかれている。

多様な消費者ニーズへの対応や、地域住民にとって重要なインフラである食料品・日用品等の買い物の場の確保に向け、市町村や商工団体と連携し、開業や事業承継、移動販売の取組に対する支援などを実施し、地域の商業機能の持続化を図る。

また、「まちづくり」や「地域づくり」に向け、商業集積地域の環境整備に係る支援や、地域商業を担う人材育成などを実施していく。

(7) 観光及びレクリエーション

観光を取り巻く環境は、物価高騰による旅行控え、人手不足、旅行形態の個人化、小グループ化、旅行目的の多様化など大きく変化している。

このような変化に対応するため、島根県観光連盟や市町村、地域の観光協会、事業者などと連携、役割分担し、マーケティング分析に基づいた取組を行っていく。本県の豊かな自然や歴史・文化を活用し、地域の文化・伝統を語るストーリーに基づいた周遊ルートや、体験・学習・参加などの魅力ある滞在メニューを地域が主体となって複数作成し、随時提供できる観光地づくりを進める。また、観光・文化施設を共通テーマにより有機的に結び、周遊性・滞留性

の一層の向上をもたらす広域観光を推進していく。併せて、これらの情報を、各種メディアを活用し的確に発信していくとともに、ターゲット層に効果的に訴求するよう戦略的な誘客宣伝を展開する。

また、本県の強みを表した「ご縁も、美肌も、しまねから。」をキャッチフレーズに、温泉や食などを素材とした観光地域づくりや、イメージ定着のための情報発信を推進する。

外国人観光客の誘致については、多言語対応など外国人の利便性向上を図る受入環境の整備を図るとともに、国際航空路線の誘致による、海外からの直接的なゲートウェイの開設や、ターゲットとする国や地域に応じたプロモーション活動等を展開する。

観光客の受け入れにあたっては、快適な観光地の整備が必要であり、住民や観光関連産業従事者の意識向上、観光の担い手の育成、案内体制の充実等を推進していく。

なお、事業の実施に当たっては、自然環境そのものが観光資源であるという認識に立って自然環境の保護・保全にも十分配慮する。

4. 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

情報化の推進については、過疎地域においても都市部と同様に超高速情報通信環境の整備を促進するとともに、自治体DX推進計画に沿った行政のデジタル化の推進による住民サービスの向上のほか、ICTを利活用し、産業振興、子育て支援、医療・介護・福祉サービスの充実、地域の課題解決などあらゆる分野におけるサービスの向上を推進する。

(2) 情報通信施設の整備

令和4年度末までに、県内の幹線において、市町村や民間通信事業者等により、FTTHやCATVによる超高速ブロードバンドが提供されたが、今後、5Gなど超高速移動通信システムのサービスエリアが拡大されるように努めていく。

さらに、携帯電話の通じない不感地域を解消するため、県や市町村、携帯電話事業者が連携し、移動信用鉄塔施設等の整備を促進する。

(3) 地域の情報化の促進

ICTを利活用することで、過疎地域においても都市部と同様に、低廉で質の高い情報サービスを受けることができ、また、地域における魅力ある就業の機会の創出や多様な交流機会の増大を図ることができる。

このため、インターネットを利用し、行政分野における申請や届出などのオンライン利用手続きの利用を促進するとともに、県民へのタイムリーな情報発信や住民からの意見提出手続きの利便性の向上を図る。

また、ICTを利活用し、高齢者の安否確認や買い物支援、生活情報の伝達、遠隔医療や電子カルテ等の地域医療の支援や特産品の販売などに取り組む。

さらに、高齢者を含めた住民の情報リテラシーの向上を図るため、地域において継続的に学べる学習環境の整備に努めるほか、学校教育におけるICT機器を活用した授業等の実施や情報教育を担う教員の情報活用能力の向上を図る。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

県内は自動車が主要な移動手段であり、道路は、通勤、通学、通院、買い物など、人々の日常生活を支える重要なインフラである。そのため、過疎地域の活性化を図っていく上で、道路の果たす役割は極めて大きく、整備を着実に進める必要がある。特に県内の道路網の骨格となる、県内外の都市間をつなぐ道路などについては、優先的に整備を進める必要がある。

あわせて、各地域と生活圏中心都市をつなぐ主要な道路や、それらと一体となって各地域間をつなぐ道路などについても、計画的に整備を進める必要がある。

農山漁村地域においては、農林水産物の生産及び流通の合理化を図り、併せて生活環境の改善に資する農道、林道及び漁港関連道の整備に努める。

なお、基幹的な市町村道で国土交通大臣の指定するものについては、県代行制度を活用して整備を進める。

航空路については、各空港の利用促進協議会等と連携して利用促進や利便性向上に取り組み、航空路線の維持・充実を図る。

J R 線については、地元自治体をはじめ関係者と緊密に連携し、県内各線区の利用促進に向けた取組を進める。

本土～隠岐島間を結ぶ隠岐航路については、運賃の低廉化や、船舶の運航経費等に対する支援を行うほか、運航事業者による積極的なサービス向上の取組を促進する。

利用者の減少や、近年は特に運転手不足を主な要因として、路線の維持・確保が困難になっているバス路線などの生活交通については、運行支援、利用促進及び運転手確保に向けた交通事業者の支援により、運行の維持・確保を図る。

また、交通空白地域・不便地域における生活交通手段の確保にあたっては、地域の実情に応じて、市町村や地域住民が最適な交通手段への転換を図ることができるよう、地域生活交通の確保に向けた取組を進める。

これらインフラの整備を進め、過疎地域の優れた地域資源の一つである豊かな自然環境、伝統文化等を活かした都市住民と地域住民との地域間交流を促進

し、都市住民の過疎地域への理解を深めてもらうとともに、地域住民が自らの地域の魅力を再発見することで、活力ある地域づくりを図る。

（2）国道、県道及び市町村道の整備

県管理国道の総延長 561.9km（令和6年4月1日現在）のうち、過疎地域内の延長は 450.7km で全体の 80.2% を占め、改良率 89.9%、舗装率 100.0% である。県道の総延長 2,490.8km のうち、過疎地域内の県道は 2,066.4km で、全体の 83.0% を占めている。そのうち主要地方道は 978.5km で、改良率 75.6%、舗装率 99.4% であり、一般県道は 1,087.8km で、改良率 45.1%、舗装率 97.9% である。

これらの国道、県道のうち、県内の道路網の骨格となる、県内外の都市間をつなぐ道路であり、災害時などの輸送路として重要な役割を担う道路を骨格幹線道路に位置付け、優先的に整備する。また、各地域と生活圏中心都市をつなぐ主要な道路や、それらと一体となって各地域間をつなぐ道路などを幹線道路・生活関連道路（優先整備区間）に位置付け、地域の実情や課題に応じ、効率的・計画的に整備する。

また、市町村道については、その総延長 14,712.2 km（令和5年4月1日現在）のうち、幹線市町村道は 2,975.8 km であり、このうち、過疎地域内は 2,193.7 km で全体の 73.7% を占めている。

この過疎地域内の幹線市町村道改良率（1車線改良も含む）は 79.2%、舗装率は 95.1% となっており、今後とも県道の主要幹線道路網と一体となった地域交通ネットワークを形成する路線の整備を重点的に進める。

また、今後急速に進む道路施設の老朽化に対応するため、メンテナンスサイクルを確立するとともに、予防保全の観点から補修および補強を計画的に行うほか、冬期交通の安全を確保するために除雪等を行うなど、地域の道路網の安全性と信頼性の確保に努める。

さらに、高齢者等だれにでも安全で快適な道路環境を創出するために、交通安全施設の整備にも努めるものとする。

（3）港湾の整備

海の玄関口としての港湾は、離島航路や海外貿易航路、国内物流等の拠点としての機能を有している。

一方で、港内静穏度の確保のための防波堤整備や、増加が見込まれる取扱貨物や大型化する船舶に対応するための岸壁、臨港道路等の整備が課題となっている。加えて、老朽化した施設・設備の改修・補修が課題となっている。

これらの課題に対応するため、港湾の防波堤、岸壁等の計画的な整備や適切な維持管理を進めるとともに、港湾の利用促進に取り組む。

（4）農道、林道及び漁港関連道の整備

農林水産業の収益性・安全性の向上、生活環境の改善に資するため、市町村道・県道等との連携・調整を図り、その効率的な整備に努める。

また、安全・安心な県土づくりや暮らしやすい農山漁村の実現に向けて、防災・減災対策に努めるものとする。

（5）交通確保対策

過疎地域において、路線バスや鉄道などの公共交通を確保することは、高齢等により車の運転を控える方や移動手段を有していない方々が、安心して住み続けることができる環境を維持する上で重要である。

しかしながら、路線バスにおいては、人口減少等に伴う利用者の減少や、運転手不足などから、路線の廃止や減便をせざるを得ない現状にあること、鉄道においては、利用の少ないローカル線について、路線の在り方を見直そうとする動きがあること、隠岐航路においては、船員不足を理由に大幅に減便されたことなど、公共交通を取り巻く環境は、これまで以上に厳しい状況にある。

こうした中、バス事業者・市町村等による地域生活交通を確保する取組を支援するとともに、公共交通の採算性を確保することが容易でない地域などにおいては、地域の実情に応じて交通手段を見直し、日常生活を支える地域生活交通の確保に努める。

また、本県の鉄道については、沿線自治体等と連携した利用促進などに取り

組み、路線の維持存続を図る。

離島航路は、その利便性が島民の生活に与える影響が極めて大きいことから、船舶の導入や運航に対する支援を行うとともに、航路運賃の低廉化を継続し、航路の維持や利用者へのサービス向上を図る。

さらに、東京、大阪等の大都市圏から遠く離れている島根県にとって、大都市圏や地方間を短時間で結ぶ航空路線は、地域振興や観光振興、県民の便利で快適な暮らしを実現するために重要な役割を果たしている。このため、地元の利用促進協議会と連携した利用促進などにより航空路線の維持、充実を図る。

6. 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

過疎地域における住民生活は都市型へと変化しつつあるが、都市に比較して水道、汚水処理施設などの生活環境の整備が遅れているため、水道の整備、下水道や浄化槽など汚水処理施設の整備、廃棄物処理施設の整備等を効率的・効果的に進め、快適で文化的な生活環境を確保することが必要である。

また、頻発化・大規模化する自然災害から、住み慣れた地域での暮らしを守るために土砂災害対策、治山・治水対策、道路防災対策、海岸保全対策等の対策実施や安心して避難できる場所の確保、新興感染症等の危機に対して迅速・適確に対処できるよう危機管理体制を充実・強化することも必要である。

そして、過疎地域に残る四季の彩りが織りなす美しい農山漁村等の自然・景観を守り、育て、活用することにより、そこに住みたくなるような心の豊かさが実感できる生活環境の整備を図り、地域の魅力を高めていく。

(2) 水道、汚水処理施設等の整備

①上水道等

本県の水道普及率は97.3%（令和5年度末）に達し、全国平均98.2%と比較し0.9ポイント低くなっている。

特に未普及地域は、水道施設整備が非効率とならざるを得ない中山間地域の集落に多く、過疎地城市町村の中には未だ水道普及率が85.2%と低い団体がある。

そのため、このような地域への飲料水の確保については、飲料用井戸等の整備などを含めて検討する必要がある。

また、高度経済成長期に整備された管路や水道施設の老朽化が進んでおり、将来にわたり良質な飲料水を安定的に供給していくため、長期的な視野に立った計画的な更新改良（耐震化を含む）や適切な維持修繕に取り組む。

②下水道等

本県の過疎地域の汚水処理施設の普及率は72.5%（令和6年度末）で、年々整備が進んでいるが、県平均（84.4%）との格差は大きい。

過疎地域における定住条件の一つとして、快適な都市型の生活環境施設の整備があり、特に都市部に比較して遅れている汚水処理施設の整備が重要である。

このため、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の集合・共同処理施設や個別処理が有効な地域においては浄化槽等によって、各事業間で調整を十分に図りながら過疎地域の実態に応じた効率的な汚水処理施設を整備する。

また、既に供用を開始している施設については、必要に応じて長寿命化対策を推進する。

③し尿及びごみ処理施設

し尿及びごみ等の一般廃棄物処理施設については、過疎地城市町村を含め広域的に整備がなされている。

生活環境の向上や地球環境の保全意識が益々高まる中で、ごみの分別や3R（発生抑制、再使用、再生利用）等の推進により、その減量化に努めるとともに、適正に廃棄物処理を行っていかなければならない。

このため、広域処理体制の中で既存施設の長寿命化や計画的な施設整備を図り、適正処理の確保に努める。

（3）火葬場の整備

県内には、27箇所の火葬場があるが、このうち竣工からの経過年数が40年以上のものが4箇所、30年以上のものが9箇所、20年以上のものが13箇所ある（令和7年4月1日現在）。

施設の老朽化に伴い、いずれ何らかの補修、建て替えが必要となると考えられ、将来の人口推計を考慮したうえで、施設整備を行っていく必要がある。

(4) 防災・減災対策の推進

本県は、豪雨や豪雪・冬期波浪・高潮による災害を受けやすく、これまで多くの尊い生命や貴重な財産が失われてきた。災害危険箇所の整備状況は未だ低い水準にあることから、対策を推進する必要がある。

道路の防災対策は、平時における交通の安全確保はもとより、災害発生時ににおける救助、救急、消防活動等を円滑に行えるよう、落石等の通行危険箇所の解消、橋梁の耐震化等の対策を進める。

治水対策としては、近年に被害を受けた箇所を中心に河川改修を進めるとともに、洪水ハザードマップを策定する市町村の支援や、水防情報の提供をはじめとする水害リスクの見える化等のソフト対策に取り組む。

また、土砂災害対策として、土石流・地すべり・がけ崩れに対する防災施設の整備を進めるとともに、土砂災害警戒区域等の危険箇所の周知や土砂災害防止についての普及啓発活動、土砂災害危険度情報の提供等のソフト対策に取り組む。

(5) 消防・救急施設の整備

本県においては、過疎地城市町村を含むすべての市町村において常備消防体制を確保しているが、過疎地域の自立の観点からも、今後も引き続き消防職員の確保、施設・設備・装備の充実、消防団を中心とした地域防災力の充実強化等に取り組んでいく必要がある。

なお、施設等の新規整備を計画する際には、整備済み施設等と併せ、中長期的な保全計画を策定し、計画的な修繕等を実施することで費用対効果の高い施設運営等に努めるものとする。

また、過疎地域における救急搬送体制を充実するため、島根県救急業務高度化推進協議会を中心として、高度な救命処置を行う救急救命士の養成を一層推進するとともに、ヘリコプター等による広域的な患者搬送体制の充実を図る。

消防団については、少子高齢化による人口減少や居住地と勤務地が異なる被雇用者の増加、訓練等の負担感、若年層が入りづらいイメージなどによって団員数は減少傾向にあり、引き続き消防団への入団を促進するとともに、地域全体で消防団を支援する仕組みづくり、消防団協力事業所、しまね消防団応援の

店の増加や女性消防団員の加入促進を図る。

また、常備消防との連携強化を推進し、自主防災組織との連携も緊密にするなどして消防力の充実強化に努める。

これらを通じて市町村・消防関係機関・地域住民間との連携を図り、高齢者や障がい者など防災対策に配慮が必要な方（要配慮者）の避難支援対策の充実・向上にも努める。

（6）環境の保全及び景観を活かした地域づくり

過疎地域には美しい自然景観や歴史的・文化的景観が残されており、それが地域の個性と魅力を創出している。

この美しい景観を地域住民の理解を得ながら将来にわたって保全・創造することとはもとより、これを活かした地域づくりを地域住民と一体となって進めていく。

このため、市町村の景観づくりや、地域住民等による緑化や清掃等の自主的な景観づくり活動、海岸漂着ごみ回収等の環境保全活動に対し積極的に支援し、地域の魅力ある景観づくりを促進するとともに、耕作放棄地対策や街並みの空き家対策など景観の修復、創造を進めていく。

7. 結婚・子育て環境等の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1) 結婚・子育て環境等の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進の方針

①結婚・子育て環境等の確保

令和7年3月に策定した「しまねっ子すくすくプラン」（島根県こども計画）に基づき、結婚から、妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない総合的な支援を行い、県のこども施策を総合的に推進する。

また、国の制度だけでは対応できない中山間地域・離島の事情やニーズ等を踏まえながら、地域の実情に応じた子育て支援を推進する。

仕事と家庭の両立支援については、男女が協力して子育て・介護や仕事に取り組めるよう、夫婦間の分担を見直すことや、職場において、男女とも育児・介護休業が取得しやすく、子育てや介護に対応した柔軟な働き方ができる環境を整えることにより、誰もが家庭も仕事も大事にしながらいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指す。

②高齢者の保健・福祉

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを切れ目なく、一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」を構築していくために、団塊ジュニア世代が65歳となる2040年も見据えながら、関係市町村等と連携して、以下の6つを重点推進事項として取り組むこととする。

・介護予防の推進と高齢者の社会参加

介護予防の重要性を理解して、住民自ら介護予防に積極的に取り組むとともに、高齢者が生きがいや役割を持って活躍できる場の創出や地域づくりを推進していく。

・生活支援の充実

権利擁護や日常的な生活支援ニーズに対応するため、地域住民、民間事業者など多様な主体が連携し、また、高齢者自らも担い手として活躍しながら、地域全体で支援する仕組みを構築していく。

・適正な介護サービスと住まいの確保

高齢化の状況や利用者の意向など地域の実情に応じた提供体制の確保に

に向けて、サービス事業者や市町村と協力していく。

また、高齢者が状態に応じた住まい方を選択できるように配慮しながら、住み慣れた地域で生活できる環境づくりを推進していく。

- ・介護人材確保・介護現場革新

介護職のイメージアップや介護人材のすそ野拡大による多様な人材の確保策を実施していくとともに、介護ロボットやＩＣＴの導入による業務効率化を推進していく。

- ・医療との連携

慢性疾患や認知症となる高齢者の増加に対応して、当人の状態に応じて必要な医療・介護サービスが切れ目なく提供できる仕組みづくりを推進していく。

- ・認知症施策の推進

認知症に関する普及啓発や相談体制の充実、医療・介護の切れ目のない連携を進め、認知症の人の意思が尊重され、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現を目指す。

また、「島根県地域福祉支援計画」に基づき、身近な生活圏域を単位に行政、住民、N P O、ボランティア等が協働する仕組みづくりや地域福祉活動の核となる人材の育成を推進していく。

③障がい者の自立支援

障がいのある人が住みたい地域で自立して暮らせるよう、福祉サービス提供基盤の整備や、生活支援体制の強化、就労支援、保健、医療、特別な支援が必要な子と親への支援等の充実を図る。

また、住宅・建築物・公共交通機関や公的施設のバリアフリー化を推進するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、障がい理解を促進する取組を進めることにより、障がいの有無にかかわらず共に支え合う「地域共生社会」の実現を図る。

（2）結婚・子育て環境等の確保のための対策

結婚支援については、結婚・出産・子育てなどのライフデザインに関する情報

提供から多様な出会いの場の創出、相談・マッチング（お見合い）支援等を実施する。

妊娠・出産支援については、周産期の高度専門的な医療が効果的に提供できる体制の整備や、不妊や不育に関する相談、費用の助成などによる支援を行うとともに、健やかな妊娠から心身ともに安定した産後に向け、中高生から社会人まで幅広い年齢層に対して、関係機関とともに「妊娠前からの健康管理（プレコンセプションケア）」を推進する。

また、こども家庭センターの機能強化や産前・産後時の家事・育児支援、産後のケアに取り組む市町村を支援する。

子育て支援については、「しまねっ子すくすくプラン（島根県こども計画）」に基づき、幼児期の教育や保育の適切な量の確保と質の向上や、地域の子育て支援の計画的な量の拡充と質の向上を図るとともに、国の基準を満たさない中山間地域・離島の小規模な保育や放課後児童の預かり等の運営、市町村が地域の実情に合わせて行うハード・ソフト両面における取組を支援する。

また、地域で行う子どもの見守りや、放課後などの学習支援等の取組を支援するほか、しまね子育て応援パスポート事業により、地域全体で子育てを応援する機運の醸成、環境の整備を図る。

母子保健を含む地域保健サービスを提供する市町村保健センターに、その他の機能を有する各種施設を併設すること等により、保健、福祉の総合的な拠点となる市町村保健福祉総合センターの整備を促進する。

仕事と家庭の両立支援のための対策については、従業員の仕事と生活の両立を積極的に支援する企業の認定・表彰、経営者・管理職の意識改革や職場環境の改善などに積極的に取り組む企業への支援等により、仕事と子育てや介護が両立でき、安心して働き続けられる職場環境づくりを促進する。

また、男性が積極的に子育て・介護・家事を担う意識や、若者のワーク・ライフ・バランス等に対する意識の向上を図るためにセミナーの開催等により、男性の家事・育児・介護の分担を促進する。

（3）高齢者等の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策

①高齢者の積極的な社会参加の推進

本県の年齢別人口における高齢者割合は今後も上昇していくことが見込まれる。人口減少とも相まって、地域を支える力が減衰する中、高齢者に期待される社会的な役割は増大している。

高齢者が、更に活躍の場を広げ、地域に根ざした活動を担ってもらえるよう、学びの場の充実に取り組む。

また、市町村や地域組織、N P O等との連携を強化し、シニア世代の地域活動への参加を支援する取組を構築する。

さらに、高齢者の生きがいづくりを支援することにより、生涯現役の機運醸成を図る。

②介護保険サービス等の基盤の整備

高齢者ができる限り住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続していくよう支援していくことが重要であり、介護保険事業支援計画に基づき、適切なケアマネジメントのもとに必要なサービスが提供される体制を確保していくことが必要である。

とりわけ、中山間地域・離島といった条件不利地域においてはサービス資源が限られることから、必要なサービスが維持されるよう、将来的なサービス需要を見据えて地域におけるサービスを再編し、提供体制の効率化を図る必要がある。

居宅サービスについては、高齢者が要支援・要介護状態になっても、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その自立支援・尊厳保持のために効果的なサービスを確保する。

小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについては、日常生活圏域単位において、利用者の態様や希望などに応じ柔軟なサービスを市町村が提供できるよう、計画的で適正な基盤整備の推進を支援する。

施設系サービスについては、既存のサービスの機能の集約や拠点化など、地域の実情に応じて行われる取組を支援する。

また、環境上経済上の理由から居宅で養護を受けることが困難な高齢者には養護老人ホームを確保し、処遇改善を図る。

③高齢者の健康づくり・生きがい活動の推進

保健・医療・福祉の充実とともに、健康な生活習慣の確立を中心とした健康づ

くり運動の展開、生涯現役の機運醸成、要介護状態になることの予防対策を総合的に推進し、活力ある明るい長寿社会の実現を図る。

④障がい福祉サービス及び各種支援の充実

・福祉サービス等の充実

身近な地域で、障がいの種別や特性に応じた切れ目のない支援が提供できるよう、専門的な支援技術をもつ人材の確保・育成、相談支援体制の充実、地域生活支援拠点の整備、サービス提供基盤の整備等を進める。

・施設から地域生活への移行支援

福祉施設や医療機関へ入所・入院している障がい者が地域に移行できるよう、体制の整備を進める。

・障がい者の就労支援の充実

障害者就業・生活支援センター等を中心に、地域の支援機関と企業等の連携を強化し、障がい者の適性に応じた企業等への就労支援、農業や他産業との連携により就労訓練等を充実させるとともに、福祉施設での工賃水準の向上を図る。

・障がい者のスポーツ・文化芸術活動の促進

障がい者の地域生活の充実や社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動への参加機会の拡大を図る。

・特別な支援が必要な子と親への支援の充実

長期療養や在宅で医療的ケアが必要な子どもへの対応や、重症心身障がい、発達障がい等によって特別な支援が必要な子ども及びその親への支援を充実する。

・障がい理解の促進

県民一人ひとりが多様な障がいの特性や必要な支援を理解し、日常生活での手助けの実践をするような社会を目指し、一層の啓発活動を推進する。

8. 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

それぞれの地域において、限られた医療資源を最大限に有効活用するため、令和6年4月に改訂した「島根県保健医療計画」に基づき、医師・看護師等の医療従事者確保の取組をさらに拡充するとともに、5疾病6事業（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、感染症に対する医療、地域医療）及び在宅医療を中心に地域の実情に応じた医療連携体制の構築を推進している。

医師数（人口10万人当たり）は、県全体では全国平均を上回っているものの、地域偏在、診療科偏在があり、県西部、中山間地域などを中心に、医師不足は深刻化している。引き続き、「島根で働く医師を《呼ぶ》」「島根で働く医師を《育てる》」「島根で働く医師を《助ける》」の3つの柱での取組をより強化し、総合的に過疎地域の医療確保・充実を図る。

看護師等の医療従事者の確保については、育児休業等取得者や夜勤困難者の増加、その他多様な勤務形態の導入により人員を確保する必要があり、また、退職者の補充が十分できないなどの理由による看護職員不足が深刻化しており、これに伴い病床等の休止が起きている等大きな課題であることから、引き続き就業支援、定着支援に取り組む。

医療従事者の確保に努めつつ、広域的な医療連携を促進するとともに、それぞれの地域の実情に応じた効率的で質の高い地域医療の提供体制を確保する。

(2) 医師の確保

医師確保対策として、島根大学、鳥取大学の地域枠や奨学金の貸与により、医師の養成を進めており、これらの医師がキャリア形成を図りながら、県内定着、医師不足地域での勤務を計画的に進められるよう、しまね地域医療支援センターと連携して取り組む。また、医師を志望する高校生の医療体験セミナーや中学生の医療現場体験の実施など、小・中・高校生からの医療人材の育成にも取り組む。

一方で、県外からの医師を招聘する赤ひげバンク事業により、即戦力の医師を

確保するとともに、中山間地域・離島の診療所等の医師が学会などに参加しやすくなるため、県立病院等からの代診医の派遣などを行う。

また、診療科が限られる中山間地域・離島の病院や診療所で需要が高まっている総合診療医について、島根大学や県立中央病院と連携して養成・確保に取り組む。

（3）看護職員等の医療従事者の確保

看護職員の確保・定着に向け、県立高等看護学院の設置運営や民間養成所への支援による「県内進学促進」、看護学生に対する修学資金貸与などによる「県内就業促進」、病院内保育所への支援やナースセンターによる「離職防止・再就業促進」、看護職員のキャリアアップ支援や特定行為ができる看護師育成などの「資質向上」を柱に積極的に取組を進める。

（4）医療機関間の役割分担と医療連携体制の構築

人口減少や高齢化による医療需要の質・量の変化に伴い、効率的で質の高い医療提供体制を整備するため、平成28年度に「島根県保健医療計画」の一部として「島根県地域医療構想」を策定し、医療機関間の役割分担、連携、在宅医療の推進を図っている。これらを支える医師・看護師等の医療従事者の確保、患者を幅広く診察する総合診療医や特定行為ができる看護師の育成などの取組を進めるとともに、地域の実情に応じた医療連携体制の構築を推進する。

条件不利地域において訪問診療、訪問看護を行う病院・診療所・訪問看護ステーションを支援し、在宅で安心して療養できる環境を整備する。また、病院の巡回診療や代診等の活動を支援し、身近な地域医療の確保を図る。

高次の医療機関や介護施設等と連携し、限られた医療資源で地域の医療を維持・充実できるよう、ＩＣＴによる情報連携を推進する。

ドクターへリの運航や県防災ヘリの活用を図るとともに、中国地方各県とのドクターへリの相互利用を継続し、中山間地域・離島における広域的な重篤患者の搬送体制の確保を図る。

へき地診療所や一次救急医療体制等の初期の医療から、救急告示病院やへき

地医療拠点病院等の圏域の中核的病院が担う医療、そして高度・特殊な医療まで、各医療機関が診療機能に応じた役割を的確に果たしていけるように、施設・設備整備や運営に対する適時・適切な支援を図る。

また、中山間地域・離島の診療所医師の高齢化、後継者不足により、一次医療の維持・確保が課題であり、大学や県立中央病院などと連携し、診療所を支援する地域の拠点病院への支援や、総合診療医の養成等を進める。

9. 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

地域社会の持続的な発展のためには地域を担う人材を育成することが不可欠であり、また、若い世代の定着を図るためにも、児童生徒にとって良好な教育環境の整備を進めることは重要である。

島根県は豊かな自然や歴史・文化等の地域の教育資源に恵まれ、人が人から学ぶ、人が人を育てる学びは島根の強みである。こうした特色を生かし、県の教育振興基本計画である「しまね教育振興ビジョン」において育てたい資質・能力として「学びの土台をなす人間力」「学びの中核をなす学力」「学びを展開する社会力」を掲げて教育を行い、子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現に向けて、学校と家庭・地域が連携・協働した学びを推進する。

(2) 学校教育の振興等

公立学校（幼稚園を含む。）については、多様な教育への対応、幼児児童生徒の心身の発達段階や特性、学校の特色、地域の特性を活かし、創造性、人間性豊かな幼児児童生徒を育てる地域に開かれた学校づくり、学校環境づくりを進める。

公立学校については、将来の幼児児童生徒数や学校の適正規模、地域のニーズを考慮し、老朽化・狭隘化した施設の改修や防災対策を進めることに加え、時代に即したバリアフリー化や情報化等の対応など地域の教育に係る計画を踏まえて整備を進めていく。

公立学校の統廃合については、少子高齢化が進む中で、地域住民の理解と協力を得ながら、学校の地域における役割、幼児児童生徒や学校教育活動への影響等に十分配慮し、学校設置者がその責任と権限において個別に判断する必要がある。

屋内・屋外運動場等の施設整備については、学校教育の場としてのみならず、地域における学習・スポーツ文化活動の場として活用できるよう、学校開放を促進する観点で計画段階から配慮し、整備を進める。

冬期の積雪等により通学が困難となる児童生徒のため、必要に応じて寄宿舎

の整備を行うとともに、県内の他の地域やしまね留学などの県外から受け入れる児童・生徒の住まいの確保についても配慮するものとする。

公立学校の統合等による児童生徒の遠距離通学については、児童生徒や地域住民に過度の負担が生じないよう、通学手段の確保に十分配慮することとし、必要に応じてスクールバス等の配備を進めるとともに、公共交通機関を利用する児童生徒については、通学費への支援を行い、保護者の負担軽減を図る。

過疎地域の小規模校の教育水準を確保する観点から、教員の加配や複式学級に係る学習指導方法の改善、中山間地域・離島等の高校において多様な学習ニーズに対応する遠隔授業の実施等を進めていく。また、地域との連携による学校部活動等の環境整備に取り組む。

学校給食への地場産物活用のための体制整備や支援を行うとともに、学校における食育の充実のため「食に関する指導」の支援を行う。

(3) 社会教育の振興等

社会教育施設は、地域のコミュニティ形成と、生涯学習活動を推進する中核的施設として、複合的・多目的な機能を持つよう整備に努めるとともに、関連施設間の情報共有化とネットワーク化を進め、広域的活用の促進を図るものとする。

公民館等は、日常生活圏における地域住民の生涯学習の場であるとともに、社会教育の現場であり、その機能の整備を図るとともに、「小さな拠点づくり」を推進するため、地域住民のつながりづくりや学びの場の創出、子どもたちの体験活動などにつながる取組を進める。

また、持続可能な地域づくりを実現するための基盤となる地域を担う人づくりを推進するため、幅広い世代が主体的に様々な地域課題の解決に向かえるよう、実行力を養う学習活動や実践活動を支援する。

図書館については、地域住民一人ひとりのニーズに応じた情報提供の拠点として、教育、文化、産業など多様化する情報ニーズに対応した情報提供や、様々な地域の課題に対応したサービス提供の充実を図ることが必要であり、図書館の整備等を促進するとともに、図書館相互の図書貸借や情報検索システム等のネットワーク化を進める。

その他集会施設については、地域住民自らの力によるコミュニティ機能の維

持発展に必要なものであり、地域の実態に即した機能を持つ施設として整備する。

10. 集落の維持、活性化

(1) 集落の維持、活性化の方針

人口減少、高齢化の進行により、地域の担い手不足が深刻化し、既存の集落単位の取組だけでは地域を維持することが難しくなってきている。

こうした状況のなかで、集落の維持・活性化を図るために、個々の集落を越えた公民館エリアを基本単位として、住民生活に必要な機能の確保に取り組む持続可能な地域運営の仕組みづくり（「小さな拠点づくり」）を推進する。

それに加え、生活機能の確保に直結する取組については、行政がより関与しながら生活機能の維持・確保を進める。

地域の産業振興については、地域の豊かな自然環境や特徴ある資源を活用し、商品化につなげる「スマート・ビジネス」の取組を支援する。

また、Uターン・Iターンの推進や特定地域づくり事業等により、様々な分野で地域の担い手を確保するとともに、地域運営を担う人材の育成・確保を図る。

(2) 地域運営の仕組みづくり

若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や買い物など、日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる集落が増加している。

このため、公民館エリアを基本単位として住民の合意形成を図り、買い物や交通など住民生活に必要な機能・サービスの維持・確保に取り組む「小さな拠点づくり（持続可能なコミュニティづくり）」が進んでおり、県と市町村が連携し、この動きをさらに進め、課題解決に向けた実践活動を充実させていく。

今後は、これまで各地域で取り組まれてきた実践活動の先進事例や第5期島根県中山間地域活性化計画において、重点的に支援を行った複数の公民館エリアにわたる「モデル地区」の取組を県全体へ波及させていく。

これに加え、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」、また特定地域づくり事業への取組等により、地域運営に関わる人材の育成・確保や地域課題に取り組む民間団体等の育成・支援を行う。

なお、これらの対策を講じても集落の自治機能が著しく低下し、集落の維持が

困難となってきている地域では、住民の意向を十分考慮した上で集落やコミュニティの再編を促していく。

（3）地域の経済的自立の促進

地場産業、技術、伝統、文化、自然、土地、景観、遊休資産など、地域が既に持っている強みを見つめ直し、既存の資源同士を組み合わせることで、新しい価値を創造することが可能である。既存の地域資源を活用して、新たな特産品や観光などの商品やサービスを開発することで、地域外からの外貨を獲得し、発展することができる。

そこで、豊かな自然環境や特徴ある資源を活用し、商品化につなげる「スマート・ビジネス」の取組を推進することにより、過疎地域における起業や創業、雇用創出を促進する。

また、地域の外から資金を稼ぐことと併せて、地域から出していく資金を減らすことにも着目し、地域内での経済循環を高めることが重要であることから、地域で必要なものを地域で生産し、地域で消費する意識の醸成と行動変容を促し、食料品やエネルギー等の地産地消や地消地産を推進する。

加えて、地域の魅力に目を向けた新しいプランやサービスの開発などの事業展開や仕組みづくりを支援することで、訪問、滞在、回遊などを生み出す観光資源の発掘・活用につなげ、新たな人の流れを生み出し、人が訪れるまちづくりを推進する。

11. 地域文化・スポーツの振興等

(1) 地域文化・スポーツの振興等の方針

地域文化や芸術文化の振興については、優れた文化を鑑賞する機会や、地域の独自性を活かした多彩な文化を創造する機会、あるいは創造した文化を発表する機会を拡充し、生涯にわたって文化に親しみ、文化を通じた社会参加によっていきいきと暮らせる豊かな環境づくりや、新しい文化を創造していく担い手となる人材の育成を行う。

また、貴重な資源である地域文化の保存・継承を図るとともに、地域住民がこれらの地域文化への理解と愛着を一層強め、積極的に活用することを通じて新しい地域文化の創造が図られるよう支援を行っていく。

スポーツの振興については、スポーツを通じて豊かさを実感できる社会の実現に向け、県民誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進していく。

(2) 地域文化の振興等

①文化の保存・継承と後継者の育成

過疎地域には歴史と風土の中で育まれ、受け継がれてきた豊かな民俗芸能や伝統文化、工芸品や文化遺産等が数多くある。これらは島根の文化を支える基盤であるとともに他に誇りうる貴重な地域資源である。これらの地域文化の伝承や伝統芸能の保存・継承の気運を高めるとともに、受け継ぎ発展させていくことができる後継者の育成に努める。

②文化活動の多面的な支援

伝統的なものから新しい創作芸術に至る多彩な文化活動を促進するため、日常の活動成果を発表できる各種の芸術文化祭などの機会を拡充していくとともに、住民の自主的な文化活動に対する財政支援制度、文化活動の奨励やその功績を称える顕彰制度の充実、各種文化に関する団体の組織強化の促進、文化に関する情報を情報誌、インターネットなどの各種媒体を通じて住民がリアルタイムで発信、入手できる文化情報ネットワークの構築など、住民や地域が主体となっ

た文化活動の支援に多面的に取り組む。

③文化に触れる機会の充実と拠点施設の活用、整備

優れた文化に触ることは、住民の文化に対する理解を深め、関心を呼び起こす。そしてそのことは人々の感性を養い、芸術文化活動を始めたり、より質の高い活動に取り組む契機となる。これらのこと踏まえ、芸術文化や伝統芸能、文化財を含めた幅広い文化に触れる機会の提供をはじめ、教育・普及活動や芸術文化活動の育成・支援、地域の人々の交流の場を提供するため、文化に関わる多機能・広域的な地域拠点施設の活用と整備を進める。

(3) スポーツの振興

地域スポーツコミュニティ施設として、スポーツ施設や学校体育施設を開放し、地域住民のスポーツ活動を促進するとともに、インターネット等を利用し、スポーツ施設やスポーツ指導者情報の提供を行うなど、施設間のネットワーク化を図る。

また、身近な地域が運営する総合型地域スポーツクラブの活動の支援や、スポーツ推進委員など地域でスポーツの普及を担う指導者の育成を行う。

12. 再生可能エネルギーの導入促進

(1) 再生可能エネルギーの導入促進の方針

国においては、「2050年カーボンニュートラル」、「2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）、さらに50%の高みに向けた挑戦」の実現に向け、成長が期待される産業（14分野）等において高い目標を設定し、あらゆる政策を総動員していくこととされている。

その中でも再生可能エネルギーは、地球温暖化の防止、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上、地域資源の利活用による新産業の創出及び雇用の拡大に伴う地域の活性化、非常時のエネルギー確保による地域防災力の強化など広範に効用をもたらす可能性がある。

過疎地域において豊富に存在する木質バイオマス資源や水力、風力などを活用した再生可能エネルギーの導入を促進していく。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

本県は県土の約8割を森林が占め、そのほとんどが過疎地域に存在しており、そこには木質バイオマス資源が豊富に存在する。また、水力や風力など、過疎地域における未利用の資源を活かすことで、過疎地域は再生可能エネルギーの供給地になりうると考えられる。

特に、木質バイオマスは、需要と供給が域内で完結できる地産地消の代表的なエネルギーであることから、その立地条件を活かし、林業・製材業・建築業・運輸業等が有機的に連携することで、産業の活性化や雇用の拡大につながると考えられる。

このため、燃料となるチップ・ペレット・薪の地域での効率的な供給システムの構築や公共施設、温泉宿泊施設、事業所などへのチップ・ペレット・薪ボイラーやペレット・薪ストーブなどの導入促進を図っていく。

再生可能エネルギーの導入については、令和7年3月に一部改訂した「島根県環境総合計画」に基づいた各種支援制度等により、積極的に導入の促進を図っていく。

參 考 資 料

1 過疎地域の占める割合

区分	市町村数	面積(平方キロ)		人口(人)		割合
		割合		割合		
過疎地域	19	100. 0%	5, 797. 42	86. 4%	314, 626	46. 9%
非過疎地域		0. 0%	910. 47	13. 6%	356, 500	53. 1%
計	19	100. 0%	6, 707. 89	100. 0%	671, 126	100. 0%

注 1) 松江市は合併前の旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町の区域、出雲市は合併前の旧佐田町及び旧多伎町の区域が過疎地域に指定されており、その区域の面積・人口は過疎地域に計上。なお、平成 17 年 10 月 1 日以前に合併した区域の面積については、平成 12 年国勢調査に基づく。

注 2) 隠岐の島町の面積には竹島 0.20k m²を含む。

資料 国土交通省国土地理院「令和 3 年全国都道府県市区町村別面積調」

総務省統計局「令和 2 年国勢調査報告」

2 人口動向

①総人口

単位：人

区分	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2
過疎地域	592, 094	526, 984	474, 101	458, 197	456, 829	455, 977	437, 883
出雲圏域	198, 024	180, 641	165, 328	160, 283	160, 113	159, 856	155, 117
石見圏域	352, 431	310, 158	277, 559	268, 147	267, 238	267, 280	255, 273
隠岐圏域	41, 639	36, 185	31, 214	29, 767	29, 478	28, 841	27, 493
非過疎地域	296, 792	294, 636	299, 474	310, 689	327, 966	338, 652	343, 138
県全体	888, 886	821, 620	773, 575	768, 886	784, 795	794, 629	781, 021

区分	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域	422, 847	404, 596	384, 239	362, 055	338, 403	314, 626
出雲圏域	149, 626	143, 241	136, 596	128, 499	118, 873	109, 386
石見圏域	247, 147	236, 116	223, 947	211, 868	198, 927	186, 118
隠岐圏域	26, 074	25, 239	23, 696	21, 688	20, 603	19, 122
非過疎地域	348, 594	356, 907	357, 984	355, 342	355, 949	356, 500
県全体	771, 441	761, 503	742, 223	717, 397	694, 352	671, 126

出典：国勢調査

②人口増減率

単位：%

区分	S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27
過疎地域	▲ 11.0	▲ 10.0	▲ 3.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 4.0	▲ 3.4	▲ 4.3	▲ 5.0	▲ 5.8	▲ 6.5	▲ 7.0
出雲圏域	▲ 8.8	▲ 8.5	▲ 3.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 3.0	▲ 3.5	▲ 4.3	▲ 4.6	▲ 5.9	▲ 7.5	▲ 8.0
石見圏域	▲ 12.0	▲ 10.5	▲ 3.4	▲ 0.3	0.0	▲ 4.5	▲ 3.2	▲ 4.5	▲ 5.2	▲ 5.4	▲ 6.1	▲ 6.4
隠岐圏域	▲ 13.1	▲ 13.7	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 2.2	▲ 4.7	▲ 5.2	▲ 3.2	▲ 6.1	▲ 8.5	▲ 5.0	▲ 7.2
非過疎地域	▲ 0.7	1.6	3.7	5.6	3.3	1.3	1.6	2.4	0.3	▲ 0.7	0.2	0.2
県全体	▲ 7.6	▲ 5.8	▲ 0.6	2.1	1.3	▲ 1.7	▲ 1.2	▲ 1.3	▲ 2.5	▲ 3.3	▲ 3.2	▲ 3.3

出典：国勢調査

③若年者比率

単位：%

区分	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
過疎地域	20.1	19.2	18.1	17.9	15.8	14.3	13.5	13.6	14.0	12.8	11.3	10.4	10.1
出雲圏域	20.6	19.9	19.0	18.5	16.5	14.7	14.2	14.5	14.6	13.5	11.8	10.5	9.9
石見圏域	20.0	18.9	17.6	17.5	15.5	14.3	13.3	13.4	13.8	12.7	11.1	10.5	10.3
隠岐圏域	18.2	17.8	17.8	18.3	15.4	12.0	10.9	11.0	11.9	11.0	9.5	9.3	9.3
非過疎地域	24.7	25.1	24.6	22.8	19.9	18.4	18.7	19.0	18.9	16.8	14.7	13.9	13.7
県全体	21.6	21.3	20.6	19.9	17.5	16.0	15.8	16.1	16.3	14.7	13.0	12.2	12.0

出典：国勢調査

④高齢者比率

単位：%

区分	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
過疎地域	8.7	10.3	12.4	14.0	15.5	17.4	20.9	25.0	28.9	31.4	33.3	37.0	39.8
出雲圏域	8.1	9.6	11.5	13.0	14.4	16.4	19.9	24.1	28.2	31.1	33.0	37.1	40.3
石見圏域	8.8	10.6	12.7	14.3	15.9	17.7	21.3	25.3	29.1	31.5	33.3	36.7	39.2
隠岐圏域	10.2	11.6	14.0	16.1	17.7	19.9	23.1	27.2	30.4	32.9	35.6	39.1	42.1
非過疎地域	7.9	8.7	9.5	10.2	11.2	12.5	14.7	17.6	20.2	22.4	24.4	27.4	28.8
県全体	8.4	9.7	11.2	12.5	13.7	15.3	18.2	21.7	24.8	27.1	28.9	32.1	34.0

出典：国勢調査

3 産業の動向

①農林水産業の新規就業者数

令和6年度

単位：人

区分	新規就農者（農業）	新規就業者（林業）	新規就業者（漁業）
松江市	10	8	6
安来市	9	2	0
雲南市	6	15	0
奥出雲町	5	7	0
飯南町	4	0	0
出雲市	29	10	1
大田市	13	2	2
川本町	2	3	0
美郷町	3	0	0
邑南町	5	2	0
浜田市	10	4	8
江津市	10	3	1
益田市	9	11	0
津和野町	1	2	0
吉賀町	8	0	0
海士町	0	3	4
西ノ島町	0	0	4
知夫村	0	0	0
隱岐の島町	1	9	12
過疎地域 (松江市・出雲市除く)	86	63	31
松江市・出雲市 (過疎地域・非過疎地域含む)	39	18	7
県全体	125	81	38

平成18年度	86	59	15
平成19年度	102	82	18
平成20年度	107	106	17
平成21年度	165	90	24
平成22年度	140	79	45
平成23年度	120	50	35
平成24年度	125	69	37
平成25年度	161	71	37
平成26年度	171	81	33
平成27年度	169	125	27
平成28年度	173	71	35
平成29年度	163	70	44
平成30年度	176	76	37
令和元年度	182	86	27
令和2年度	185	90	39
令和3年度	177	83	39
令和4年度	186	83	39
令和5年度	171	85	55

出典：島根県農業経営課調べ、林業課調べ、沿岸漁業振興課調べによる

注) 就業者の地域区分は、居住地または勤務先住所地による

②企業の誘致状況

単位：件

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
過疎地域	2	5	3	5	6	15	14	12	7	8
非過疎地域	5	3	4	4	5	6	10	4	5	12
県計	7	8	7	9	11	21	24	16	12	20
全国	974	1,134	1,123	844	1,052	1,302	1,544	1,782	1,791	1,630

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
過疎地域	3	4	8	4	5	8	10	9	7	15
非過疎地域	6	9	13	12	12	14	17	11	9	13
県計	9	13	21	16	17	22	27	20	16	28
全国	867	786	869	945	848	1,037	1,070	1,026	1,035	1,142

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
過疎地域	7	4	7	8	6	5
非過疎地域	8	8	6	6	10	8
県計	15	12	13	14	16	13
全国	1,023	831	864	922	799	854

出典：島根県企業立地課調べ

全国の数字は工場立地動向調査による

4 公共施設の整備状況

①道路の整備状況

区分	道路種別	実延長(m)	改良済(m)	改良率	舗装延長(m)	舗装率
島根県	県管理国道	561,859	507,536	90.3%	561,859	100.0%
	主要地方道	1,122,502	862,249	76.8%	1,116,181	99.4%
	一般県道	1,368,306	673,349	49.2%	1,343,798	98.2%
	県道計	2,490,808	1,535,598	61.7%	2,459,979	98.8%
	市町村道	14,712,235	8,218,114	55.9%	11,725,880	79.7%
	(うち幹線)	2,975,773	2,431,827	81.7%	2,850,066	95.8%
過疎地域	県管理国道	450,702	405,139	89.9%	450,702	100.0%
	主要地方道	978,506	739,580	75.6%	972,445	99.4%
	一般県道	1,087,846	490,598	45.1%	1,064,741	97.9%
	県道計	2,066,352	1,230,178	59.5%	2,037,186	98.6%
	市町村道	9,833,243	5,367,984	54.6%	7,954,320	80.9%
	(うち幹線)	2,193,682	1,737,192	79.2%	2,085,116	95.1%
非過疎地域	県管理国道	111,157	102,397	92.1%	111,157	100.0%
	主要地方道	143,996	122,669	85.2%	143,736	99.8%
	一般県道	280,460	182,751	65.2%	279,057	99.5%
	県道計	424,456	305,420	72.0%	422,793	99.6%
	市町村道	4,878,992	2,850,130	58.4%	3,771,560	77.3%
	(うち幹線)	782,091	694,635	88.8%	764,950	97.8%

出典：島根県土木部調べ（県管理国道・主要地方道・一般県道 令和6年4月1日現在
市町村道 令和5年4月1日現在）

国道及び県道の改良率はW=5.5m以上

市町村道の改良率はW=5.5m未満の規格改良済を含む

②医療施設等の状況

区分	医師数 (人)	医師1人 あたりの 人口	病院・診療所			歯科医師 数 (人)	歯科診療 所数	無医地区 数	無医地区 人口 (人)
			施設数	病床数 (床)	人口10万 人あたり 病床数				
過疎地域 (松江市・出雲市除く)	680	418.4	340	4,266	1,499.2	154	116	28	7,232
松江市・出雲市 (過疎地域・非過疎地域含む)	1,473	253.4	413	5,845	1,565.7	244	135	0	0
県計	2,153	305.5	753	10,111	1,536.9	398	251	28	7,232

出典：令和4年10月1日現在 医療施設調査
令和4年12月31日現在 医師・歯科医師・薬剤師調査
令和4年 無医地区調査
令和4年10月1日 島根県推計人口

5 集落の状況

集落の戸数及び高齢化率

◆令和5年

高齢化率70%以上かつ世帯数9戸以下 179集落 (4.8%)

高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下 918集落 (24.5%)

戸数 高齢化率	4戸 以下	9戸 以下	14戸 以下	19戸 以下	24戸 以下	29戸 以下	34戸 以下	39戸 以下	44戸 以下	45戸 超	合計
90%以上	39	25	7	3	4	5	1	2	1	16	103
80%以上	10	35	14	5	2	2	0	0	0	2	70
70%以上	9	61	50	32	15	9	4	1	0	4	185
60%以上	17	65	92	67	48	34	22	11	5	16	377
50%以上	13	82	145	147	107	70	62	46	32	121	825
40%以上	8	55	102	116	130	94	98	61	64	334	1,062
30%以上	8	35	55	64	56	51	42	36	42	289	678
20%以上	14	11	20	14	12	16	11	9	15	155	277
10%以上	1	8	8	5	8	2	4	2	3	38	79
10%未満	16	21	10	8	2	7	4	3	6	15	92
合 計	135	398	503	461	384	290	248	171	168	990	3,748

◆平成30年

高齢化率70%以上かつ世帯数9戸以下 118集落 (3.4%)

高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下 739集落 (21.4%)

戸数 高齢化率	4戸 以下	9戸 以下	14戸 以下	19戸 以下	24戸 以下	29戸 以下	34戸 以下	39戸 以下	44戸 以下	45戸 超	合計
90%以上	16	23	5	0	1	1	1	0	2	10	59
80%以上	13	24	9	5	1	0	0	0	0	2	54
70%以上	9	33	29	18	9	3	3	2	0	1	107
60%以上	14	53	82	59	41	17	5	4	2	11	288
50%以上	15	77	137	118	78	67	45	30	18	73	658
40%以上	5	50	130	130	133	108	92	71	45	284	1,048
30%以上	8	46	69	89	88	75	57	48	45	263	788
20%以上	3	15	21	27	18	11	15	14	10	138	272
10%以上	2	8	7	3	10	3	1	2	3	40	79
10%未満	10	23	13	9	3	4	5	4	5	19	95
合 計	95	352	502	458	382	289	224	175	130	841	3,448

出典：島根県中山間地域・離島振興課調べ